

# 京都府立大学山岳会山小屋管理規則

## 第1条 (総則)

京都府立大学山岳会(以下、本会と称する)は本会会則17条より20条に定める本会の財産に関する項目のうち、本会の持つ土地と山小屋の管理につきこの規則を定める。

## 第2条 (土地、山小屋の所在)

本会は、

- (1) 長野県北安曇郡白馬村大字北城字落くら原 14718番乙ーリ
- (2) 長野県北安曇郡白馬村大字北城字落くら入 14596番

1、2に土地を、1の土地に山小屋(名称 京都府立大学山岳会山小屋)を所有する。

## 第3条 (登記)

この土地と山小屋は本会を代表し、会長名で登記する。但し名義人に不測の事があり、登記名義人の変更が必要となった時には直ちに役員会に諮り、本会会員の中から次の登記名義人を定め、登記変更を行う。

## 第4条 (管理)

この土地は、山小屋の管理は本会の役員会(第14条 以下、役員会と称する)が行い、実際の運営は役員会の定める細則に従う。

## 第5条 (会計)

本会の土地、山小屋の運営に関する会計は、本会の会計がこれを行う。

## 第6条 (登記書類等の保管)

不動産の登記書類その他は事務局宅に保管する。

## 第7条 (附則)

1. 本規則は昭和60年10月16日から施行する。(昭和60年10月16日付)
2. 本改正規則は、平成11年1月9日から施行する。(平成11年1月9日付)
3. 本改正規則(登記)は、令和2年5月17日から施行する(令和2年5月7日付)
4. 本規則について疑義があるときは、会則に従い役員会で決定する。

以上